

大阪広域水道企業団会計規程等の一部を改正する規程のあら
まし

- 1 大阪広域水道企業団契約規程の制定に伴い所要の改正を行います。
- 2 水道事業の統合に伴い定めていた経過措置を廃止するとともに、会計処理等の統一を図るため所要の改正を行います。
- 3 その他必要な規定の整備を行います。
- 4 この規程は、公布の日から施行します。